

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>構造用パネルについての検査方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b> この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う構造用パネルについての検査方法を規定する。</p> <p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 0360 構造用パネル</u> <u>構造用パネルについての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第816号）</u></p> <p><b>3 用語及び定義</b> この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、<u>JAS 0360</u>による。</p> <p><b>3.1</b> （略）</p> <p><b>3.2</b> <u>理化学検査</u> <u>常態剝離試験、煮沸剝離試験、含水率試験、常態曲げ試験、湿潤曲げ試験、吸水厚さ膨張率試験、釘接合せん断試験、釘引き抜き試験及びホルムアルデヒド放散量試験</u></p> <p><b>3.3</b> <u>外面検査</u> <u>3.2以外の検査</u></p> <p><b>4 検査の種類</b> 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。</p> <p>a) <u>最終製品における検査</u> 次による。</p> <p>1) 検査を分けて理化学検査及び外面検査とする。</p> <p>2)・3) （略）</p> <p>4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、<u>箇条5</u>に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>構造用パネルについての検査方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b> この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う構造用パネルについての検査方法を規定する。</p> <p>（新設）</p> <p><b>2 用語及び定義</b> この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p><b>2.1</b> （略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p><b>3 検査の種類</b> 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。</p> <p>a) <b>最終製品における検査</b></p> <p>1) 検査を分けて理化学検査（<u>常態剝離試験、煮沸剝離試験、含水率試験、常態曲げ試験、湿潤曲げ試験、吸水厚さ膨張率試験、釘接合せん断試験、釘引き抜き試験又はホルムアルデヒド放散量試験に係る検査をいう。以下同じ。</u>）及び外面検査（<u>検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。</u>）とする。</p> <p>2)・3) （略）</p> <p>4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、<u>4</u>に定めるところによる。</p>

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、箇条 6に定めるところによる。

5 最終製品における検査

5.1 第1種検査方法

5.1.1 抽出の割合等

a) 理化学検査 製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0360のA.1による。

b) (略)

表1 (略)

5.1.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査 JAS 0360の箇条 5によって試験を行い、その結果、JAS 0360のA.2に準じて当該検査荷口の構造用パネルの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

b) 外面検査 JAS 0360の箇条 4によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が表2の左欄に掲げる試料構造用パネルの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用パネルを合格とし、その等級に格付する。

表2 (略)

5.2 第2種検査方法への移行

5.1によって検査を行った結果、その検査荷口のものが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.3による。

5.3 第2種検査方法

5.3.1 抽出の割合等

a) 理化学検査 5.1.1 a)の規定を準用する。この場合において、同5.1.1 a)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなった構造用パネルで製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査 a)の検査荷口から125枚の試料構造用パネルを無作為に抽出する。

5.3.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査 5.1.2 a)の規定を準用する。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、5に定めるところによる。

4 最終製品における検査

4.1 第1種検査方法

4.1.1 抽出の割合等

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 0360の附属書 AのA.1に準ずる。

b) (略)

表1 (略)

4.1.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査

JAS 0360の5に準じて試験を行い、その結果、JAS 0360の附属書 AのA.2に準じて当該検査荷口の構造用パネルの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

b) 外面検査

4.1.1 b)の試料構造用パネルの単位体ごとにJAS 0360の4に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が表2の左欄に掲げる試料構造用パネルの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用パネルをその等級に格付する。

表2 (略)

4.2 第2種検査方法への移行

4.1に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の構造用パネルが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4.3に定めるところによる。

4.3 第2種検査方法

4.3.1 抽出の割合等

a) 物理検査

4.1.1 a)の規定を準用する。この場合において、同4.1.1 a)中“製造条件”とあるのは“4.2の規定によって検査が4.3に定めるところによることとなった構造用パネルで製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に、125枚の試料構造用パネルを抽出する。

4.3.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査

4.1.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査 JAS 0360 の箇条 4 によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 111 本以上であるときは、当該検査荷口の構造用パネルを合格とし、その等級に格付する。

#### 5.4 第 1 種検査方法への移行

5.3 によって検査を行った結果、その検査荷口の構造用パネルがその格付しようとする等級に合格しなかったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.1 による。

### 6 製造工程における検査

#### 6.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする原則として 1 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程「構造用パネル」についての取扱業者の認証の技術的基準の 4.2.2 d) に規定する内部規程をいう。以下同じ。による。

#### 6.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、格付しようとする等級の品質管理内部規程に基づく品質管理の基準を満たすときは、当該検査荷口を合格とし、その等級に格付する。

### b) 外面検査

4.3.1 b) の試料構造用パネルの単位体ごとに JAS 0360 の 4 に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が 111 枚以上であるときは、当該検査荷口の構造用パネルをその等級に格付する。

#### 4.4 第 1 種検査方法への移行

4.3 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の構造用パネルがその格付しようとする等級に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4.1 に定めるところによる。

### 5 製造工程における検査

#### 5.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする原則として 1 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程（構造用パネル）についての取扱業者の認証の技術的基準の 2.2.2 d) に規定する内部規程をいう。以下同じ。に定めるところによる。

#### 5.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口の構造用パネルを合格に格付する。